

(1) 公共交通の安全性・利便性や快適性を高める

①公共交通ネットワークを充実する

○南北公共交通の強化のため、道路整備に合わせたバス路線の導入などを進めます。また、公共交通不便地域の解消のため、バスが通行可能な道路網の整備を進めます。

○新たな公共交通機関(エイトライナー)は、環状8号線沿道の関係区と連携し、環状8号線を基軸とした導入について検討を進めます。

②連続立体交差事業によりまちの分断を解消する

○連続立体交差事業により、踏切での交通渋滞や踏切事故、鉄道による地域分断を解消するとともに、これに合わせた沿線街づくりを進めます。

③コミュニティバスを充実する

○高齢社会における地域交通の利便性の向上や南北公共交通の強化のため、コミュニティバスの新規導入を進めます。

(2) 歩行者や自転車利用者の安全性と快適性を高める

①安全な歩行空間を確保する

○道路の新設、拡幅整備や改修に合わせた歩道の整備や、舗装等の工夫による歩車道の区分などにより、連続した歩行空間を確保します。

○地先道路への通過交通を抑制し、歩行者の安全性を確保するため、都市計画道路等の整備を進めるとともに、歩道のないバス通りなどにおいて歩行空間を確保するため、道路拡幅などを進めます。

○安全で快適な歩行空間を確保するため、電線類の地中化などを進めます。

○緑道は散歩道としてだけでなく公共施設や公園などを結ぶネットワーク形成を図ります。

○地区計画や建築に関する各種条例などを活用し、事業者による歩道状空間などの整備を進めます。

②自転車走行空間を確保しネットワークを形成する

○安全で快適な自転車走行環境とするため、都市計画道路等の整備や道路状況に応じた排水施設のスリム化などにより、自転車専用通行帯(ブルーゾーン)などの設置や、自転車走行空間のネットワーク形成を図ります。

○自転車利用者のルール・マナーの向上のため、世田谷区民自転車利用憲章に基づき、区民が自主的に取り組む自転車安全利用推進員制度などを進めます。

(3) 各拠点や施設をつなぐ

①各拠点や主要施設に快適にアクセスできる交通ネットワークを形成する

○各拠点をつなぐ主要生活交通軸など都市軸となる都市計画道路の整備を進めるとともに、各拠点や主要施設へのアクセス確保のため、バス路線の導入などを進めます。

②駅前広場を整備する

○鉄道駅において交通結節機能を強化するため、駅前広場の整備を進めます。また、連続立体交差事業と合わせて駅前広場やアクセス道路の整備を進めます。

③自転車等駐車場・駐車を整備する

○自転車等駐車場や駐車の需要の高い地区を対象に施設を充実させます。また、連続立体交差事業に合わせて、鉄道事業者との協働により自転車等駐車場の整備を進めます。

④コミュニティサイクルを拡充する

○自転車利用の面から交通結節機能を強化し、南北交通を補完する機能としてコミュニティサイクルを拡充します。

(4) 円滑な自動車交通を確保する

①渋滞対策を進める

○交通集中による渋滞を緩和し、円滑な自動車交通を確保するため、骨格となる都市計画道路を中心とした道路ネットワークの形成や連続立体交差事業による踏切の除却などを進めるとともに、ボトルネックとなっている交差点を改良します。

②商店街等での荷さばきスペースを確保する

○商店街等においては、消費の多様化による商品納入の小口化に伴い、トラック配送等が増加する傾向にあります。このため、商店街等との協働による円滑な道路交通を確保するための荷さばきスペースを確保します。

(5) 交通環境の質を高める

①環境・防災・景観に配慮した交通基盤を確保する

○環境と共生した低炭素都市づくりの一環として、自動車に過度に依存しない交通体系を構築し、自動車依存型交通から公共交通への転換を誘導します。

○東京外かく環状道路の整備にあたっては、国分寺崖線や野川などの自然環境を保全し、周辺の交通や環境に与える影響が極力小さくなるよう対策を求めます。

○にぎわいのある界わいとなる駅舎および周辺は、まちの顔となる風景や防災に配慮した整備を進めます。また、主要幹線道路や地区幹線道路を中心に道路緑化や沿道緑化、沿道の街なみの統一などを進めます。

○道路は、雨水の貯留や地中への浸透、路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装材、リサイクル材の活用など環境に配慮した整備を進めます。

○電気自動車の拡充や利用環境整備を進めます。

②誰もが安全・快適に利用できる交通基盤とする

- 駅やバス停、ベンチ、サインなどの交通基盤は、誰もが利用できるようユニバーサルデザインによる整備を進めます。また、建築物や道路、緑道、公共交通施設などの相互の移動の連続性を重視したユニバーサルデザインによる整備を進めます。
- 誰もが安全・快適に利用しやすい交通手段の充実を交通事業者へ働きかけます。

第4章 街づくりを実現するための方策

1. 区民主体の街づくり

区民主体の街づくりを実現するため、区民と事業者と区の責務を明確化するとともに、区民・事業者・区の協働の街づくりを進めます。

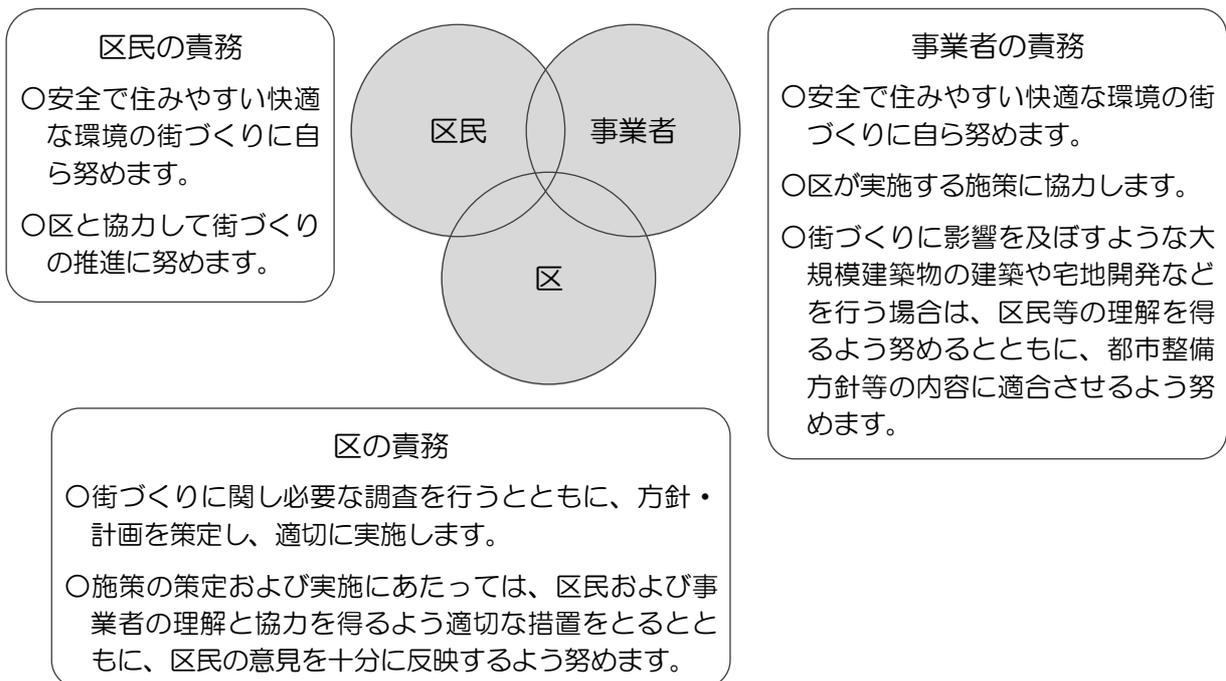
また、子ども・若者から、すべての区民が街づくりに関心を持ち、一人ひとりが街づくりの担い手となる区民主体の街づくりを実現します。

(1) 協働の街づくりを進める

○区民生活の多様化が一層進む中、街づくりの課題に取り組むためには、区民一人ひとりが身近にできることにしっかり取り組み、さらに地域が協力しあい、区が適切に役割分担を果たす協働の取り組みが重要です。このため、多様な主体が共に理解し合い、知恵を出し合い、協力しながら、災害時にも対応しうる自助・共助・公助の視点を持った協働の街づくりを進めます。

○街づくり条例では、街づくりにおける各主体の責務として、区民・事業者は、安全で住みやすい快適な環境の街づくりに自ら努めるとともに、区と協力して街づくりの推進に努めるべきこと、区は基本的かつ総合的な施策を策定し、区民および事業者の理解と協力を得て、区民の意見を十分に反映するよう努めなければならないことなどを定めています。これらを踏まえ、街づくりの様々な場面ごとに、街づくりを担う区民・事業者・区の責務を明確化し、パートナーシップを確立します。

区民・事業者・区の責務の明確化



- 広域生活拠点などにおいては、にぎわいや魅力、良好な市街地環境を維持し、地域活力の増進と地域の発展を図るため、住民・事業者等が、道路・公園等の公共施設も含めたまちの維持・管理・運営などについても担う、新しい総合的な街づくりの取り組みを進めます。
- 街づくりにおいては、例えば防災や地球温暖化対策など、これまで以上に専門的な知識や実効性につながる知恵が重要となる課題が増えています。また、これまでの区民参加の街づくりを一層進めるために参加の輪を広げていく必要があります。このため、大学や研究機関等の知的資源の活用や学生との協働を進めます。

(2) 区民主体の街づくりを進める

- 区民主体の街づくりを進めるためには、第一に、区民の一人ひとりがまちの特性や課題、街づくりに関する知識を身につけることが必要です。このため、区は街づくりに関する情報について様々な機会を設けて提供し、区民や事業者との共有に努めます。
- 街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて主体性を高める取り組みを進めます。
- 区民主体の街づくりを進めるためには、まちに関する理解や関心を養い、区民参加の街づくりの大切さや街づくりへの関わり方などに触れ学ぶことが重要です。将来の街づくりの担い手となる子どもや若者をはじめ、様々な人々が街づくりを学ぶ機会を増やします。
- これまでの街づくりへの住民参加の実績と成果を踏まえ、街づくりのリーダーや組織への支援や、身近な地区の区民主体の街づくり、さらに個々の宅地でもできる区民一人ひとりが行う街づくりを支援していくことを、本区の都市整備行政における区民参加の基本とします。

例えば

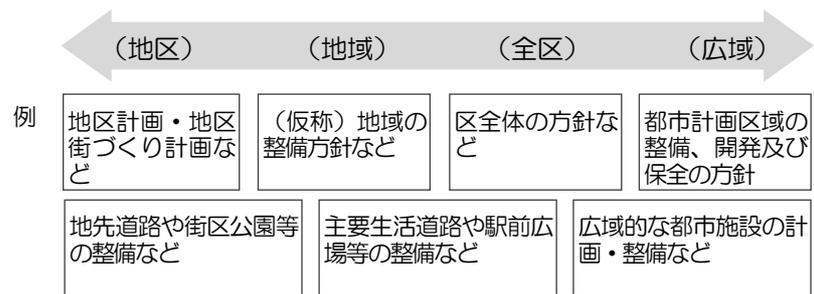
- ・個々の宅地に木を1本ずつ植えると区の木は16万本増えます。
- ・個々の宅地に300リットルの雨水タンクを設置すると、区全体で47,800m³の雨水貯留ができます。

(参考:区内宅地数159,490。平成23年度世田谷区土地利用現況調査より)

- 身近な地区を単位とし、街づくり条例で定められている地区街づくり計画制度などを活用し、地区の特性に応じた区民主体の街づくりを進めます。また、都市計画提案制度などを活用します。

区民主体の街づくりの推進の体系

【計画課題の広がり、区民主体の街づくりの例示】



【区民の街づくりへの展開】

○街づくりに関する情報を共有できます。

○街づくりへの参加の機会が増えます。

○街づくりに関する理解や関心が高まります。

○区民一人ひとりが街づくりの担い手となります。

【区の取り組み】

○区は街づくりに関する情報を様々な機会を設けて提供し、区民や事業者との情報の共有に努めます。

○街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて主体性を高める取り組みを進めます。

○街づくりの担い手となる子どもや若者をはじめ、様々な人々が街づくりを学ぶ機会を増やします。

○身近な地区の区民主体の街づくりなどへの支援を進めます。

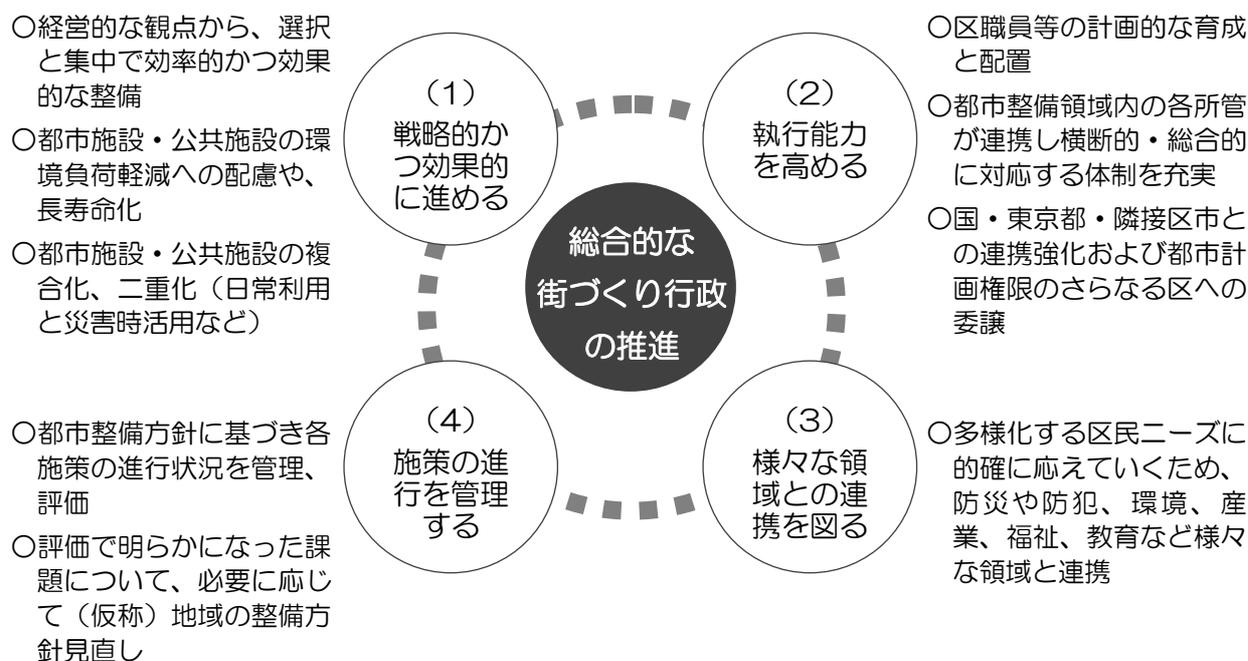
(3) 事業者と適切に連携する

- 都市整備方針の内容を実現していくためには、事業者も主体的に街づくりに協力するとともに、その活力を適切に活用していくよう連携していくことが重要です。このため、区は事業者に対して街づくりに関する方針等を伝え、理解を促します。
- 事業者は、区民に適切に建築構想等の情報を提供し、十分な説明や区民との合意形成に努めるなど、良好な街づくりに向けたパートナーシップの形成を進めます。

II. 総合的な街づくり行政の推進

街づくりを実現するためには、総合的な街づくり行政を進める必要があります。本区は以下に示す4つの取り組みを大きな柱とします。

総合的な街づくり行政の推進のための4つの柱



(1) 戦略的かつ効果的に進める

- 都市基盤整備にあたっては、限られた都市財政のなかで、経営的な観点から事業や手法の選択、集中的な投資および関連するソフトな施策・事業の実施などにより、効率的かつ効果的に進めます。
- 都市施設の維持管理にあたっては、環境負荷軽減への配慮や長寿命化修繕計画の策定などによるライフサイクルコストの軽減を図るとともに、従来の対処療法型の維持管理から計画的な予防保全型の維持管理へ転換します。
- 今後の高齢者の増加などにより利用者のニーズが変わっていくと考えられ、区民等の意見を取り入れ施設の複合化、日常利用と災害時活用などの二重化により、長期的に区民のニーズに対応した利用ができる柔軟で戦略的な施設整備に努めます。

(2) 執行能力を高める

- 協働の街づくりを進めるためには、熱意と知識を持った区職員の存在が不可欠です。このため、意識の啓発や、計画づくりや様々な施策・事業に関する研修・実践体験の一層の充実など、区職員等の計画的な育成と配置を行います。
- 区民の生活像を重視したテーマ別方針を実現するため、都市整備領域内の各所管が連携し横断的・総合的に対応する体制を充実します。

各テーマ別方針と主な分野別整備方針の関係

分野別整備方針 5つのテーマ別方針	防災街づくり基本方針	耐震改修促進計画	豪雨対策基本方針	みどりとみずの基本計画	農地保全方針	住宅整備方針	風景づくり計画	せたがや道づくりプラン	交通まちづくり基本計画	自転車等の利用に関する総合計画	ユニバーサルデザイン推進計画
1. 安全で災害に強いまちをつくる	●	●	●					●	●		●
2. みどり豊かで住みやすいまちをつくる			●	●	●	●	●	●		●	●
3. 活動・交流の拠点をもつまちをつくる				●	●	●		●	●	●	●
4. 地域資源の魅力を高めるまちをつくる				●	●	●	●				●
5. 誰もが快適に移動できるまちをつくる								●	●	●	●

- 国・東京都はもとより、隣接区市および警察署、消防署など関係機関との連携を一層強化します。また、事務処理の迅速化、事務の一元化などによる街づくりの効率化や、本区独自の個性を生かした街づくりの一層の推進のため、都市計画権限の区へのさらなる委譲に努めます。

(3) 様々な領域との連携を図る

○街づくりには、道路や公園の整備や建築物の建築、土地利用の誘導などに加えて、区民主体の防災・防犯街づくり、環境や健康への配慮、産業振興など、都市整備領域だけでは解決できない広範な内容が含まれます。また、国分寺崖線などの自然資源の継続的な保全のためには教育などを通じた区民の認識と理解も必要です。

このように、ますます多様化する区民ニーズに的確に応えていくため、領域を超えてソフトとハードの一体化の視点から、防災や防犯、環境、産業、福祉、教育など横断的・総合的施策に取り組む必要があります。

○特に以下の施策には積極的に取り組みます。

①地域力を高める

○災害対策はもとより、高齢社会への対応、子育て支援などは地域や地区で支えあう地域力を高めることが重要です。このため、街づくり協議会や防災・防犯に関わる街づくり活動団体の支援など地域のコミュニティ形成を進めます。

○復旧・復興に際しての地域力を高めるため、避難所運営訓練と都市復興プログラム実践訓練などの共同開催を実施するなどにより、地域の防災力の強化を進めます。

②低炭素社会をつくる

○環境に配慮した住まいづくりに取り組むため、長期優良住宅の建設など住宅の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用促進、既存住宅の環境配慮型リノベーションの推進、敷地内の緑化や雨水タンクの設置誘導などに加え、環境に配慮した住宅の建設を進めます。

○自動車に過度に依存しないまちへの転換を図るため、公共交通の整備や自転車利用の促進、歩きやすい歩道の整備などを進めます。

○みどりの保全・創出を推進するため、公園・緑地の整備、私有樹林地の保全などを進めます。

③地域福祉を支えるまちをつくる

世田谷区地域保健医療福祉総合計画と連携し、区の地域福祉を支えるまちをつくります。

○高齢者、障害者をはじめとして、すべての人が、それぞれの暮らし方に対応できるよう、多様な住まいを確保します。

○今後、増加を続ける高齢者人口や当面の年少人口の増加予測を踏まえ、大規模集合住宅の建設や住宅団地建て替えの際は、福祉施設や保育所などの設置を誘導します。

○地域に気軽に集える活動の拠点場所として、公共施設、空き家等の社会資源を活用します。

○誰もが社会の様々な活動に参画でき、安心して暮らせるようユニバーサルデザイン推進計画に基づき、誰もが利用しやすい社会環境を構築します。

○高齢者をはじめとするすべての人が健康に暮らせるよう、歩きやすい歩道・健康づくりに配慮した緑道や公園整備、自転車走行レーンの整備などを進めます。

○地域包括ケアシステムを推進する身近な地区の視点を踏まえ、街づくりとの連携に努めます。

(4) 施策の進行を管理する

- 都市整備方針における目標とするまちの姿を実現するため、本方針の各施策の進行状況を管理し、「(仮称)地域の整備方針」については、社会情勢の変化や概ね10年を経過した時点の施策の進捗状況を踏まえて評価を行い、必要に応じてその後の10年間を見据えて見直しを行います。評価にあたっては、区民参加や区民意見の反映を一層進めるとともに、費用面や施策の影響と効果についても検討を行います。



資料編

資料 1. 検討経緯

資料 2. 用語解説
